

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
事務所費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	事務所家賃代	360,000 円		42
3/31	事務所電気代	17,554 円		43
3/31	事務所上下水道代	12,370 円		44
3/31	事務所電話代	22,975 円		45
3/31	事務所複合機代	16,500 円		46
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		429,359 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2025年 3 月 31 日	整理番号	42	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所家賃代			
金 額	360,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	3月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
5月分	4月 30日	60,000 円	50 %	30,000 円
6月分	5月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
7月分	6月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
8月分	7月 29日	60,000 円	50 %	30,000 円
9月分	8月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
10月分	9月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
11月分	10月 28日	60,000 円	50 %	30,000 円
12月分	11月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
1月分	12月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
2月分	1月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円
3月分	2月 27日	60,000 円	50 %	30,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

普通預金

⑥

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19	06-03-27	コウサ"フリカI	61,870	ア-トフト"ウサン		
20						
21						
22						
23						
24						

・記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後

タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

普通預金

7

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3	06-04-30	コウサ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
4						
5						
6						
7						
8						
9	06-05-27	コウサ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
10						
11						
12						
13						
14						
15	06-06-27	コウサ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
16						
17						
18						
19						
20	06-07-29	コウサ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
21						
22						
23	06-08-27	コウサ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
24						

記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後

タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後



普通預金

8

	年 月 日	摘 要	お 引 き 出 し 額	お 預 け 入 れ 額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	06-09-27	コウザ`フリカI	61,870	ア-トフト`ウサン		
8						
9						
10						
11						
12	06-10-28	コウザ`フリカI	60,220	ア-トフト`ウサン		
13						
14						
15						
16	06-11-27	コウザ`フリカI	60,220	ア-トフト`ウサン		
17						
18						
19						
20						
21						
22	06-12-27	コウザ`フリカI	60,220	ア-トフト`ウサン		
23						
24						

記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後

タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

普通預金

9

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3	07-01-27	コウザ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
4						
5						
6						
7	07-02-27	コウザ"フリカI	60,220	ア-トフト"ウサン		
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

差引残高を新通帳に繰越しました。

記号説明

最終行が「仮記帳」となっている場合は、差引残高は最新の差引残高を示し、新通帳に再度記帳します。
 タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。
 タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後
 タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

建物賃貸借契約書

物件名 林マンションテクト 107 号室

小崎 慶子 様



建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という) と、賃借人 小崎 愛子 (以下乙という) と、連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) は下記条項を確認承諾の上、後記表示物件 (以下「本物件」という) につき、賃貸借契約を締結した。

第 1 条 (賃貸物件)

甲は、その所有する本物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

第 2 条 (使用目的)

乙は、本物件を事務所として使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。

第 3 条 (賃貸借期間・期間更新)

本契約の賃貸借期間は、平成22年6月1日から平成24年5月31日迄の2年間とする。

2. 甲は前項の期間満了6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに更新について異議のない場合は、同一の条件をもって2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 4 条 (諸費用の負担)

本物件に対する公租公課は甲が負担し、乙が本物件内で使用する、電灯、電力、ガス、上下水道料その他付帯設備の使用料、衛生費、町内会費等、本物件の使用上必要な諸経費は乙が負担するものとする。

第 5 条 (賃 料)

賃料は1ヶ月金60,000円也、共益費は込、駐車料は前面込と定め、乙は毎月末日迄に翌月分を甲指定の銀行口座に振込にて支払うものとする。但し、本契約解約月の賃料は日割り計算しないものとする。

2. 賃料等の振込手数料は乙の負担とする。又、銀行収納押印済書等をもって領収したものとし、甲は領収書の発行はしないものとする。
3. 賃料等の支払いを遅延したときは、乙は年14.6% (365日日割計算) の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 6 条 (賃料等の改定)

経済事情の変動・周辺の状況変化・諸物価の高騰、公租公課等、賃料及び諸費用算定の基礎に変動を生じた場合、賃料及び諸費用を改定する事ができる。但し期間満了3ヶ月前までに甲乙協議するものとする。

第 7 条 (禁止事項)

乙及び乙の使用人は、次の各号の該当する行為をしてはならない。

- ① 甲又は近隣の日常生活の妨害となるような行為。
- ② 爆発性、発火性のおそれのある物品、その他危険若しくは不潔、悪臭又は不体裁な物品を、建物内又はその周辺に搬入設置すること。
- ③ 動物等を建物内に搬入又は建物内、敷地内で飼育すること。
- ④ 吸殻、その他発火性又は建物を破損するおそれのある紙屑塵埃類を甲の指定する場所以外に捨てまたは放置すること。
- ⑤ 本物件内において宿泊すること。
- ⑥ その他、甲が建物の維持管理安全上、美観、品位の保持のために禁止を通知した行為。

第 8 条 (制限事項)

乙は次の各号の一に該当する行為をしようとする時は、その行為及び工事人について、予め甲の書面による承諾を得ることとしその費用は、乙の負担とする。

- ① 本物件の改装、その他の造作諸設備の新設、付加、除去又は変更。
- ② 電灯、電力、電話、ガス、水道、その他の配線並びに器具の新設増設、変更又は除去若しくはその容量の変更。

第 9 条 (通知義務)

乙は、建物の主要構造部分、その他の造作諸設備等に修繕の必要を生じ又は生ずるおそれのある時、若しくは災害予防上の措置を必要とする箇所が生じたときは、すみやかに甲に通知するものとする。

第 10 条 (賃借権譲渡の禁止)

乙は、賃借権を第三者に譲渡してはならない。但し、その第三者が会社の営業譲渡、合併その他による乙の包括継承人と認められる場合で、甲が書面による承諾をした場合はこの限りではない。

第 11 条 (転貸借の禁止)

乙は、本物件の全部又は一部を第三者に転貸し、あるいは継続的に使用させ、若しくは第三者と共同使用したり乙以外の在室名義を表示してはならない。但し、甲が書面による承諾をした場合はこの限りではない。

第 12 条 (本物件への立入検査)

甲又はその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、救護、非常対策等の為必要ある時は、その目的の範囲で本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができるものとする。

第13条 (損害賠償)

- 乙又はその代理人、使用人、工事人その他乙の関係人が、故意又は過失によつて、甲又は第三者に損害を与えた時は、乙が一切これを補償するものとする。
2. 本物件内外においての私有物の盗難、損害、滅失等の損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第14条 (免責事項)

次の各号について甲は責を負わないものとする。

- ① 甲が行う建物の補修又は改造等の工事の為、その期間中、乙が共用部分または本物件の一部の使用停止を余儀なくされた場合、若しくは使用上の制約を受けた場合。(足場による日照の制限等)
- ② 地震、火災、風水害の災害、盗難及び甲が賃貸人としての維持管理上、通常支払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気、ガス、水道その他建物の設備に起因若しくは関連して乙が被った損害。

第15条 (敷金)

乙は、敷金として金180,000円也を、本契約に基づく債務の履行を担保するため、甲に本契約締結と同時に預託するものとする。尚、敷金には利息を付さない。

2. 乙は賃料その他諸費用の支払いを遅滞し、又は甲に対する損害賠償等本契約に基づく金銭債務を負担した場合は、甲は当然に敷金をもってこれらの弁済に充当できるものとする。
3. 乙は、前項の場合その充当の通知を受けた日から7日以内に、第1項の敷金額に達するまで、その不足額を補充するものとする。
4. 乙は、本契約期間内は敷金をもって賃料その他の債務の相殺を主張することができない。
5. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用にしてはならない。
6. 敷金の返還は、乙の本契約に基づく一切の債務を差し引いた上これを乙に返還するものとする。但し、この返還は乙が期限までに本物件を完全に明渡す事を条件とする。
7. 本契約を契約開始より2年未満にて解約の場合は敷金の50%を、それ以降で解約の場合は敷金の10%を差し引き返還するものとする。

第16条 (契約の解除)

甲は、乙に次の各号の一に該当する行為または事実があったときは、何らの催告を要しないで、本契約を直ちに解除したうえで甲が定める期限までに本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙は、これに異議ないものとする。この場合、甲が損害を被った時は、乙に対しその損害の賠償を請求でき、乙はこれに異議なく応ずるものとする。

- ① 不正の方法によって入居した時、又別紙入居申込書に虚偽の記載をしていたことが分かったとき。
- ② 賃料その他債務の支払いを支払い期日以後30日以上遅延したとき。
- ③ 本物件を第2条の目的以外に使用したとき。
- ④ 信用が著しく低下したとき、又は公序良俗に反する行為があったとき。
- ⑤ 無断で本物件から退去したとき、又何等の通知もせず本物件を30日以上使用しなかったとき。
- ⑥ 乙若しくはその使用人が故意又は過失により本物件もしくは建物を著しく破損したとき、又は火災を発生させたとき。
- ⑦ 他の債務の爲仮差押、仮処分、強制執行を受けた時、又は破産和議、会社更生の申し立てを受けた時又は申し立て時、その他会社の整理、解散若しくは死亡、成年被後見人の宣告等があったとき。
- ⑧ 乙又は同居人に、覚醒剤、売春行為などの警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- ⑨ 暴力関係者又は法秩序に違反する団体等の者と判明したとき。
- ⑩ 粗暴な言動を用いたり、みだりに隣人と抗争したり、建物維持管理運営を阻害しようとする時、法秩序を乱し甲との信頼関係維持が困難となったとき。
- ⑪ その他本契約、又はこれに付随して締結した契約の各条項の一つに違反したとき。

第17条 (解約予告)

乙が本契約を解約しようとする時は、甲に対し、3ヶ月前迄に書面によりその予告をして本契約を解除することができる。但し、乙は予告期間の賃料を支払うことにより即時解約することができるものとする。又、乙が書面による予告無しに本物件を明渡し退去した場合は、甲がその事実を知った日から起算して3ヶ月経過後を解約日とする。

- 2 甲が本契約を解約しようとする時は、正当な事由により6ヶ月前迄に書面を持って乙に申し入れるものとする。

第18条 (契約の消滅)

天災地変その他の不可抗力により建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して本物件の使用が不能となった時、本契約は当然終了するものとする。

第19条 (原状回復等)

本契約が終了(解約・解除を含む)した時は、乙は、甲が定める期限迄に乙が本物件内に設置した間仕切り、外付看板、その他の造作諸設備等を自己の費用で収去し、破損箇所がある時は本物件を原状に復して甲に明け渡すものとする。

2. 乙が前項の義務を怠り、復旧工事をなさず、又は物品を残置した時は甲において復旧工事をし、又は乙が残置物品の所有権を放棄したものと見なして任意にこれを処分できるものとし、乙はこれに対し異議を申し立てることができず、また一切金銭的請求をすることができない。

尚、この場合甲が復旧工事又は物品の処分に要した費用はすべて乙の負担とする。

第20条 (明渡し遅延の損害賠償)

本契約終了と同時に、乙が本物件を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の賠償の損害金を、甲に支払うものとする。

第21条 (造作買取請求権等)

乙は本契約明渡しの際、甲にその事由、名目の如何にかかわらず本物件の改築、間仕切り、その他の造作諸設備等の買取請求及び必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないものとする。

第22条 (連帯保証人 丙)

保証人丙は本契約に基づき乙の負担とする一切の債務不履行に関し、乙と連帯してその責に任ずるものとする。

2. 保証人丙が無資力等、保証人としての資質にかける事態が発生した場合には、乙は甲の請求により直ちに他の連帯保証人を立てるものとする。
3. 保証人丙を変更しようとする場合、或いは保証人の住所勤務先等に変更がある場合には乙は甲に対して届け出てその承諾を得るものとする。
4. 保証人丙の前項義務は、第3条2項の更新の場合においても存続するものとする。

第23条 (公正証書)

乙及び丙は甲の要求次第で、本契約条項に基づき公正証書を作成する義務を負うものとする。但し、その費用は甲乙折半とする。

第24条 (合意管轄)

甲、乙間に紛争が生じた場合は、甲の住居地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第25条 (規定外事項・疑義事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約条項の解釈に疑義を生じた時は、甲乙誠意をもって協議しその解決にあたるものとする。

特約

1. 乙は自らの費用にて借家人賠償責任保険等に参加し、災害や事故等に備えるものとする。
2. 物件に設置されている空調についての、契約期間中の保守管理及びメンテナンスは乙の負担とし、甲の責はないものとする。
3. 本契約の内容について、特に賃料・敷金等に関して乙は他の入居者に対する守秘義務を負うものとする。

本契約成立の証として、この契約書2通を作成し、署名押印の上各自1通を所持するものとする。

《物件の表示》

〔住 所〕 松山市福音寺町44-1
〔物件名〕 林マンションテナント
〔構 造〕 鉄筋コンクリート造6階建
1階 107号室 12坪 (39.66 m²)

《賃料振込先》

(普)

平成 22 年 5 月 29 日

(甲)

《貸 貸 人》住 所

氏 名

(乙)

《貸 借 人》住 所

氏 名

(丙)

《連帯保証人》住 所

氏 名

(丙)

《連帯保証人》住 所

氏 名

《立 会 人》

免許番号 愛媛県知事 (12) 第 819 号

株式会社 三 福 綜 合 地 産

代表取締役 中 矢 繁 樹

本 店 松山市本町 5 丁目 番地 7

代 表 TEL 089-925-6767

FAX 089-925-6765

取引主任者 (愛媛)

号

担当

〒 790 - 0921
愛媛県松山市福音寺町44-1
林マンション 107 号

小崎 愛子 様

株式会社アート不動産 管理センター
〒790-0952
愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
TEL 0120-964-304
FAX 089-986-7661
担当: [REDACTED]

42

平成28年12月12日

所有者変更 及び 管理会社変更のお知らせ

拝啓、貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、この度、ご入居頂いております「林マンション」の所有者が変更になります。それに伴い平成29年12月14日から
当社「株式会社アート不動産」が管理をお預かりすることとなりました。
弊社の家賃集金は12月末の1月分からになります。
家主様と管理委託契約書を取り交わしておりますので、契約書類等の書類はそのまま有効です。
現在、家賃保証会社とご契約中の方は、保証委託契約もそのまま有効です。
ご入居頂いております皆様には、お忙しい中お手数をお掛けすることとなり大変申し訳ございませんが、
下記のお手続きをお願い申し上げます。

記

1. 毎月の賃料のお支払いについて

賃料のお支払いは口座振替をお願いしております。同封の口座振替依頼書をご記入の上、12月25日
までにご返信下さい。書類不備なくお手続きが完了いたしますと平成29年3月分(2月27日引落)から、
口座振替開始となります。(お手続きが月に一度しかございませんので、約1ヶ月~1ヶ月半程お時間がかかります。
ご了承くださいませ。) 口座振替手続きが完了致しましたら、ハガキにてお知らせいたします。
※口座振替日は毎月27日です。(27日が土・日・祝日の場合、翌営業日となります。)
※引落手数料として毎月200円(消費税別)を賃料と一緒に引落させていただきます。
※1月分・2月分の賃料は口座振替手続きが間に合いませんので、下記口座へお振込みをお願いいたします。
(1月分→12月末までに、2月分→1月末までにお振込み下さいませ。)

<賃料振込先口座>

[REDACTED] 普通預金

(カ)アートフドウサン

2. 契約条件確認書

同封の「契約条件確認書」にご記入の上、12月25日までにご返信下さい。
契約書類等の引継ぎは完了しておりますが、金額・ご連絡先のご変更の有無の確認の為に記入いただい
ております。お手数ですが、よろしくお願い致します。

3. 家主様情報

(新)所有者	住所 氏名	愛媛県松山市福音寺町45-3 有限会社やわらぎ 代表取締役 寺川 勲雄
--------	----------	---

4. 管理会社情報

(現)管理人 兼 所有者	住所 氏名	[REDACTED]
(新)管理会社	住所 氏名 連絡先	愛媛県松山市朝生田町2丁目1番4号 株式会社 アート不動産 0120-964-304

〒 790-0921
愛媛県松山市福音寺町44-1
第18みのりハイツ福音寺 107 号

小崎 愛子 様

株式会社アート不動産 管理センター
〒790-0952
松山市朝生田町5丁目3番34号
株式会社アート不動産
代表取締役 吉田 宏
TEL 0570-074-777 FAX 089-986-7061

42

2019年8月17日

消費税増税後の家賃改定についてのお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月からの消費税率8%から10%への改定に伴い、弊社における消費税の取扱いについて

下記の通り対応させて頂くこととなりましたのでご案内申し上げます。

内容をご確認頂き、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象物件 : 住 所 愛媛県松山市福音寺町44-1
名 称 第18みのりハイツ福音寺
号 数 107
賃借人 小崎 愛子

賃料

	現行(消費税8%)		改定後(消費税10%)	
家賃	60,000円	(消費税込)	60,000円	(消費税込)
共益費		(消費税込)		(消費税込)
水道代		(消費税込)		(消費税込)
駐車場		(消費税込)		(消費税込)
その他	216円	(消費税込)	220円	(消費税込)
合計	60,216円	(消費税込)	60,220円	(消費税込)

適用 : 令和元年10月度賃料より
対象 : 消費税をお預かりするすべてのお取引

以上

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2025年	3月	31日	整理番号	43
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	事務所電気代				
金 額	17,554' 円 年間の支出金額の合計を記入してください。				
特 記 事 項					
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額	
4月分	4月 30日	2,308 円	50 %	1,154 円	
5月分	5月 31日	2,706 円	50 %	1,353 円	
6月分	6月 28日	2,514 円	50 %	1,257 円	
7月分	7月 30日	3,061 円	50 %	1,530 円	
8月分	8月 30日	3,715 円	50 %	1,857 円	
9月分	10月 1日	2,913 円	50 %	1,456 円	
10月分	10月 30日	3,370 円	50 %	1,685 円	
11月分	11月 29日	3,179 円	50 %	1,589 円	
12月分	12月 27日	2,816 円	50 %	1,408 円	
1月分	1月 31日	3,302 円	50 %	1,651 円	
2月分	3月 3日	2,521 円	50 %	1,260 円	
3月分	3月 31日	2,709 円	50 %	1,354 円	

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は

普通預金

7

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2	06-04-30	電気料	2,308	デントウ 4カッ		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11	06-05-31	電気料	2,706	デントウ 5カッ		
12						
13						
14						
15						
16	06-06-28	電気料	2,514	デントウ 6カッ		
17						
18						
19						
20						
21						
22	06-07-30	電気料	3,061	デントウ 7カッ		
23						
24						

・記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後

タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後



普通預金

8

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1	06-08-30	電気料	3,715	デントウ- 8カッ		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	06-10-01	電気料	2,913	デントウ- 9カッ		
10						
11						
12						

13						
14	06-10-30	電気料	3,370	デントウ-10カッ		
15						
16						
17						
18	06-11-29	電気料	3,179	デントウ-11カッ		
19						
20						
21	06-12-27	電気料	2,816	デントウ-12カッ		
22						
23						
24						

記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後
 タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

普通預金

9

	年 月 日	摘 要	お 引 き 出 し 額	お 預 け 入 れ 額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5	07-01-31	電気料	3.302	デントウー 1ガツ		
6						
7						
8						
9	07-03-03	電気料	2.521	デントウー 2ガツ		
10						
11						
12						
13						
14	07-03-31	電気料	2.709	デントウー 3ガツ		
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

差引残高を新通帳に繰越しました。

・記号説明 最終行が「假記帳」となっている場合は、差引残高は最新の差引残高を示し、新通帳に再度記帳します。
 タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。
 タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後
 タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2025年 2月 4日	整理番号	44	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所水道代			
金 額	12,370 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
3・4月分	5月 14日	4,139 円	50 %	2,069 円
5・6月分	7月 16日	4,139 円	50 %	2,069 円
7・8月分	9月 17日	4,139 円	50 %	2,069 円
9・10月分	11月 14日	4,050 円	50 %	2,025 円
11・12月	1月 14日	4,139 円	50 %	2,069 円
1・2月分	3月 14日	4,139 円	50 %	2,069 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は

普通預金

7

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5						
6	06-05-14	マツヤマシ	4,139	スイト"ウ03-04		
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18	06-07-16	マツヤマシ	4,139	スイト"ウ05-06		
19						
20						
21						
22						
23						
24						

記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後
 タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

 普通預金

8

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3	06-09-17	マツヤマシ	4,139	スイトウ07-08		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	06-11-14	マツヤマシ	4,050	スイトウ09-10		
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24	07-01-14	マツヤマシ	4,139	スイトウ11-12		

・記号説明

タテン11、タテン12、タテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

タテン11、タテン12…取扱日の翌営業日 タテン21、タテン22…取扱日の2営業日後 タテン31、タテン32…取扱日の3営業日後

タテン41、タテン42…取扱日の4営業日後 タテン51、タテン52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

普通預金

9

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11	07-03-14	マツヤマシ	4,139	スイト"701-02		
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

差引残高を新通帳に繰越しました。

・記号説明

最終行が「仮記帳」となっている場合は、差引残高は最新の差引残高を示し、新通帳に再度記帳します。
 タテシ11、タテシ12、タテシ21は他店券による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。
 タテシ11、タテシ12…取扱日の営業日 タテシ21、タテシ22…取扱日の2営業日後 タテシ31、タテシ32…取扱日の3営業日後
 タテシ41、タテシ42…取扱日の4営業日後 タテシ51、タテシ52…取扱日の5営業日後 のそれぞれ交換確定後

※このお知らせ票により料金をいただくことはありません。

使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号

所在地 松山市福音寺町44-1

方書 第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者 小崎 愛子

使用月分 令和06年03月～令和06年04月(検針日: 令和06年04月04日)

種別 専用栓 戸数 1 用途 一般用 口径 13 mm

水道料金	2,036 円 (うち消費税 185 円)	下水道使用料	2,203 円 (うち消費税 200 円)
今回メーター指針	127		
前回メーター指針	126		
今回使用水量	1 m ³	下水排出量	1 m ³
前回使用水量	0 m ³	前回排出量	0 m ³
前年同期使用水量	1 m ³	前年同期排出量	1 m ³
今回請求予定額	4,239 円		

口座振替予定日 令和06年05月14日 令和06年度中にメーター交換を予定しています。

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。

※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

『節水に一層のご協力をお願いします』

検針員

(裏面もごらんください)

口座振替済(前回分)のお知らせ

使用者 小崎 愛子 様

振替日 令和06年03月14日

使用月分 令和06年01月～
令和06年02月

内訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/ 下水排出量	0 m ³	0 m ³
金額	1,880 円	2,170 円
うち消費税	(170 円)	(197 円)
振替金額	4,050 円	

※適用税率 10%

上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お知らせいたします。
このお知らせは、領収書に代わるものですから大切に保管してください。右のマークは音声コードUni-Voice(2次元コード)です。スマホ専用アプリで読み取ると、音声で内容を確認できます。
(一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。)

松山市水道事業

T1800020000170

口座振替済のお知らせ

使用場所 松山市福音寺町44-1

第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者名 小崎 愛子

様

使用月分 令和06年05月～令和06年06月

口座振替日 令和06年07月16日 金融機関

内訳	使用水量/下水排出量	料金
水道料金	1 m ³	1,936 円 (うち消費税 176 円)
下水道使用料	1 m ³	2,203 円 (うち消費税 200 円)

合計金額

4,139 円

※適用税率 10%

松山市水道事業 T1800020000170

※口座振替をご利用のお客様は、ご指定の口座が預金不足のため、予定日に振替ができなかった場合、再振替日は24日(金融機関休業日は翌営業日)(みずほ銀行、山口銀行、愛媛県信濃連を除く)です。
なお、再振替のお知らせハガキは送付しませんので、通帳等でご確認いただき、再振替日の前日までにご入金ください。

お問合せ先

松山市公営企業局検針・収納等業務受託者

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 松山営業所

〒790-0053 松山市竹原二丁目7-30

電話番号 089-915-0311

※このお知らせ票により料金をいただくことはありません。
使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号

口座振替済（前回分）のお知らせ

使用者 小崎 愛子

様

44

所在地 松山市福音寺町44-1

方書 第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者 小崎 愛子

様方

振替日 令和06年07月16日

使用月分 令和06年05月～

令和06年06月

使用月分 令和06年07月～令和06年08月（検針日：令和06年08月03日）

種別	専用栓	戸数	1	用途	一般用	口径	13 mm
水道料金			2,036 円				
			(うち消費税 185 円)				
今回メーター指針			129				
前回メーター指針			128				
今回使用水量			1 m3				
前回使用水量			1 m3				
前年同期使用水量			0 m3				
下水道使用料			2,203 円				
			(うち消費税 200 円)				
下水排出量			1 m3				
前回排出量			1 m3				
前年同期排出量			0 m3				

※適用税率 10%

今回請求予定額 4,239 円

口座振替予定日 令和06年09月17日

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。
 ※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

検針員

(裏面もごらんください)

内訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/		
下水排出量	1 m3	1 m3
金額	1,936 円	2,203 円
うち消費税	(176 円)	(200 円)
振替金額	4,139 円	

※適用税率 10%

上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お知らせいたします。
 このお知らせは、領収書に代わるものですから大切に保管してください。

右のマークは音声コードUni-Voice（2次元コード）です。スマホ専用アプリで読み取ると、音声で内容を確認できます。
 （一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。）

松山市水道事業

T1800020000170

※このお知らせ票により料金をいただくことはありません。
使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号

口座振替済（前回分）のお知らせ

使用者 小崎 愛子

様

所在地 松山市福音寺町44-1

方書 第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者 小崎 愛子

様方

振替日 令和06年09月17日

使用月分 令和06年07月～

令和06年08月

使用月分 令和06年09月～令和06年10月（検針日：令和06年10月02日）

種別	専用栓	戸数	1	用途	一般用	口径	13 mm
水道料金			1,980 円				
			(うち消費税 180 円)				
今回メーター指針			129				
前回メーター指針			129				
今回使用水量			0 m3				
前回使用水量			1 m3				
前年同期使用水量			1 m3				
下水道使用料			2,170 円				
			(うち消費税 197 円)				
下水排出量			0 m3				
前回排出量			1 m3				
前年同期排出量			1 m3				

※適用税率 10%

今回請求予定額 4,150 円

口座振替予定日 令和06年11月14日

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。
 ※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

検針員

(裏面もごらんください)

内訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/		
下水排出量	1 m3	1 m3
金額	1,936 円	2,203 円
うち消費税	(176 円)	(200 円)
振替金額	4,139 円	

※適用税率 10%

上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お知らせいたします。
 このお知らせは、領収書に代わるものですから大切に保管してください。

右のマークは音声コードUni-Voice（2次元コード）です。スマホ専用アプリで読み取ると、音声で内容を確認できます。
 （一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。）

松山市水道事業

T1800020000170

※このお知らせ票により料金をいただくことはありません。

使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号



所在地 松山市福音寺町44-1

方書 第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者 小崎 愛子

様方
様

使用月分 令和06年11月～令和06年12月 (検針日: 令和06年12月03日)

種別 専用栓 戸数 1 用途 一般用 口径 13 mm

水道料金	2,036 円 (うち消費税 185 円)	下水道使用料	2,203 円 (うち消費税 200 円)
今回メーター指針	130		
前回メーター指針	129		
今回使用水量	1 m ³	下水排出量	1 m ³
前回使用水量	0 m ³	前回排出量	0 m ³
前年同期使用水量	1 m ³	前年同期排出量	1 m ³

※適用税率 10%

今回請求予定額 4,239 円

口座振替予定日 令和07年01月14日

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。

※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

検針員



(裏面もごらんください)

口座振替済(前回分)のお知らせ

使用者 小崎 愛子 様

振替日 令和06年11月14日

使用月分 令和06年09月～

令和06年10月

内訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/ 下水排出量	0 m ³	0 m ³
金額	1,880 円	2,170 円
うち消費税	(170 円)	(197 円)
振替金額	4,050 円	

※適用税率 10%

上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お知らせいたします。
このお知らせは、領収書に代わるものですから大切に保管してください。右のマークは音声コードUni-Voice(2次元コード)です。スマホ専用アプリで読み取ると、音声で内容を確認できます。
(一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。)

松山市水道事業

T1800020000170

※このお知らせ票により料金をいただくことはありません。

使用水量・料金のお知らせ

お客さま番号



所在地 松山市福音寺町44-1

方書 第18 みのりハイツ 福音寺 107号

使用者 小崎 愛子

様方
様

使用月分 令和07年01月～令和07年02月 (検針日: 令和07年02月04日)

種別 専用栓 戸数 1 用途 一般用 口径 13 mm

水道料金	2,036 円 (うち消費税 185 円)	下水道使用料	2,203 円 (うち消費税 200 円)
今回メーター指針	1		
前回メーター指針	1		
旧メーター加算水量	1 m ³	下水排出量	1 m ³
今回使用水量	1 m ³	前回排出量	1 m ³
前回使用水量	1 m ³	前年同期排出量	0 m ³
前年同期使用水量	0 m ³		

※適用税率 10%

今回請求予定額 4,239 円

口座振替予定日 令和07年03月14日

上記振替予定日に振替された場合、1か月当たり50円の口座割引が適用されます。

※旧メーター加算水量が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量を表示しています。

検針員



(裏面もごらんください)

口座振替済(前回分)のお知らせ

使用者 小崎 愛子 様

振替日 令和07年01月14日

使用月分 令和06年11月～

令和06年12月

内訳	水道料金	下水道使用料
使用水量/ 下水排出量	1 m ³	1 m ³
金額	1,936 円	2,203 円
うち消費税	(176 円)	(200 円)
振替金額	4,139 円	

※適用税率 10%

上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お知らせいたします。
このお知らせは、領収書に代わるものですから大切に保管してください。右のマークは音声コードUni-Voice(2次元コード)です。スマホ専用アプリで読み取ると、音声で内容を確認できます。
(一部の機種によっては読み取りにくい場合があります。)

松山市水道事業

T1800020000170

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2025年 3 月 31 日	整理番号	45	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所電話代			
金 額	22,975 22,975 27,335 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4・5月分	7月 5日	8,839 円	50 %	4,419 円
6・7月分	8月 28日	8,457 円	50 %	4,228 円
8・9月分	10月 27日	8,438 円	50 %	4,219 円
10月分	12月 1日	10,442 円	30 %	3,132 円
11月分	12月 24日	4,985 円	50 %	2,492 円
12・1月分	2月 20日	8,971 円	50 %	4,485 円
2・3月分	4月 30日	8,720 円	50 %	4,360 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 6月ご請求分
金額(円)
¥8,839-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.7.-5

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 8月ご請求分
金額(円)
¥8,457-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.8.28

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 10月ご請求分
金額(円)
¥8,438-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.10.27

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 11月ご請求分
金額(円)
¥10,442-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.12.-1

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 12月ご請求分
金額(円)
¥4,985-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.12.24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 2月ご請求分
金額(円)
¥8,971-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
25.2.20

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
小崎 愛子 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 4月ご請求分
金額(円)
¥8,720-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
25.4.30
松山福音寺町
549335

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2025年 3 月 31 日	整理番号	46	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所複合機代			
金 額	16,500	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 1日	2,750 円	50 %	1,375 円
5月分	5月 31日	2,750 円	50 %	1,375 円
6月分	7月 5日	2,750 円	50 %	1,375 円
7月分	8月 6日	2,750 円	50 %	1,375 円
8月分	9月 2日	2,750 円	50 %	1,375 円
9月分	10月 3日	2,750 円	50 %	1,375 円
10月分	11月 6日	2,750 円	50 %	13,75 円
11月分	12月 4日	2,750 円	50 %	1,375 円
12月分	1月 8日	2,750 円	50 %	1,375 円
1月分	2月 3日	2,750 円	50 %	1,375 円
2月分	3月 13日	2,750 円	50 %	1,375 円
3月分	4月 7日	2,750 円	50 %	1,375 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

領 収 証

小 崎 愛 子

様

No. 10000

46

金 額

¥ 2,750.-

但 複合機賃貸代(4月分)

収入印紙

令和6年5月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500

消費税額等(10%) ¥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

小 崎 愛 子

様

No. 10010

金 額

¥ 2,750.-

但 複合機賃貸代(5月分)

収入印紙

令和6年5月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500-

消費税額等(10%) ¥250-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

10028

No.

小 崎 愛 子 様

46

金 額

¥ 2,750.-

但 複合機貸賃代(6月分)

収入印紙

令和6年 7 月 5 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500.-

消費税額等(10%) ¥250.-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

10048

No.

小 崎 愛 子 様

金 額

¥ 2,750.-

但 複合機貸賃代(7月分)

収入印紙

令和6年 8 月 6 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500.-

消費税額等(10%) ¥250.-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

10131

No.

小 崎 愛 子 様

金 額

¥ 2,750.-

但 複合機賃代(8月分)

収入印紙

令和6年 9 月 2 日 上記正に領収いたしました

内 訳

(現 金)

小切手

手 形

送料対金 ¥2,500.-

消費税額等(10%) ¥250.-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

小 崎 愛 子 様 令和6年 10 月 3 日

* ¥2,750.-

但 複合機賃代(9月分)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥2,500.-

消費税額等(10%) ¥250.-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

APICA DR 304

領 収 証

No. 10165

46

小崎 愛子 様

金額

¥ 2,750

但 複合機賃代(10月分)

収入印紙

令和6年 11 月 6 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500

消費税額等(10%) ¥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

No. 10184

小崎 愛子 様

金額

¥ 2,750

但 複合機賃代(11月分)

収入印紙

令和6年 12 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500

消費税額等(10%) ¥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

小 崎 愛 子

様

No. 10199

46

金 額

¥ 2,750

但 複合機賃貸代(12月分)

収入印紙

令和7年 1 月 8 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500

消費税額等(10%) ¥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

小 崎 愛 子

様

No. 10277

金 額

¥ 2,750

但 複合機賃貸代(1月分)

収入印紙

令和7年 2 月 3 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現 金

小切手

手 形

課税対象額 ¥2,500

消費税額等(10%) ¥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中子事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

領 収 証

小 崎 愛 子 様 令和7年 3 月 13 日

✳ ￥2,750.-

但 複合機賃代(2月分)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ￥2,500.-

消費税額等(10%) ￥250.-

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中予事務機
代表取締役 横山 伸也

APK4 DR 304

領 収 証

小 崎 愛 子 様

No. 10362

金 額

￥2,750.-

但 複合機賃代(3月分)

令和7年 4 月 7 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

(現金)

小切手

手 形

課税対象額 ￥2,500

消費税額等(10%) ￥250

松山市千舟町7丁目8番地4

株式会社 中予事務機

代表取締役 横山 伸也

登録番号 T1500001002712

コクヨ ウケ-72

備 品 台 帳

議員名

小崎 愛子

番号	備品名・規格	数量	取得年月日	按 分 率	耐用 年数	摘 要
29	Panasonic CF-SV	1	2024 年 5 月 11 日	80 %	4	償却終了日: 2028 年 5 月 10 日
			購入金額 98,120 円	政務活動費計上額 78,496 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日 精算返還額: 円
			取得年月日 年 月 日	按分率 %		償却終了日: 年 月 日
			購入金額 円	政務活動費計上額 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日 精算返還額: 円
			取得年月日 年 月 日	按分率 %		償却終了日: 年 月 日
			購入金額 円	政務活動費計上額 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日 精算返還額: 円
			取得年月日 年 月 日	按分率 %		償却終了日: 年 月 日
			購入金額 円	政務活動費計上額 円		処理内容: 廃棄・精算 廃棄・精算日: 年 月 日 精算返還額: 円